

福祉現場の今を読み解く

第5回 応益負担と応能負担つてなに？



天理大学
深谷弘和
ふかや ひろかず／天理大学人間学部。障害者福祉論を専門に障害者福祉現場における福祉労働者のメンタルヘルスについてなど研究。



現在、障害福祉の根拠となる法律は、2013年にはじまった障害者総合支援法です。この障害者総合支援法の前にあつた障害者自立支援法は、障害のある人たちが、2008年に起こした違憲訴訟を経て、廃止になっています。違憲訴訟は、「憲法に違反する」という意味ですが、障害者自立支援法で最大の問題点とされたのが、利用者負担のあり方でした。今回は、「応益負担」と「応能負担」について紹介していきます。

応益負担と応能負担とは

「応益負担」とは、「利益（受けたサービス）」に応じて負担するということです。障害のある人たちが、自身の生活の

応能負担によって、多くの人が無料でサービスを利用できるようになりました。

介護保険と障害福祉

障害者自立支援法の違憲訴訟では、2009年に自民党から民主党に政権が交代したことにより、「和解」へと向かい

ました。政権交代される前の自民党政権は、「他の制度との整合性がとれない」と主張し、応益負担を維持しようとした。ここでいう他の制度には、介護保険法があげられます。介護保険法は、40歳から支払う保険料については、所得に応じて支払う応能負担ですが、介護サービスを利用する際には、利用したサービスの1割（一定以上の所得がある場合は2～3割）を利用者が負担する応益負担となっています。所得に応じて負担の減額はあるものの、要介護度が高い人ほど、多くの介護サービスを利用するため、本人の負担は大きくなります。

介護保険と障害福祉を比べた際に、次のような意見が出されることがあります。「少子高齢化が進み、財政がきびくなるなかで、高齢者の介護は1割負担なのだから、障害者も1割負担をするべきだ」という意見です。このような意見に対しても、みなさんは、どう答えるでしょうか？

【コスト】ではなく【権利】で考える

第1回で紹介したように、措置制度から契約制度になつたことで、障害福祉サービスは、「商品」としてとらえられる

ために、ヘルパーを利用したり、作業所に通つたりすることを「益（ためになる、得する）」と考えて、利用したサービスの量に応じて、利用料を負担するという考え方です。

2006年にスタートした障害者自立支援法では、利用者に一律で1割の負担をすることが求められました。これによつて、サービスの利用が多い人、つまりは、障害の重い人ほど、利用料の負担が大きくなることになりました。たとえば、「食事をする」「トイレに行く」「着替える」など、誰もが無料でできることが、障害があるというだけで、お金がかかるということです。このことは、憲法が保障している誰もが最低限度の生活を

営むことができる権利（25条）や、誰もが幸福を追求できる権利（13条）に反しているということで、障害のある人やその関係者が声を上げ、違憲訴訟がおこなわれたわけです。

違憲訴訟は、最終的に国と「和解」することになりました。「応能負担」は「応益負担」になりました。「応能負担」とは、支払いの「能力」に応じて負担をするということです。どれだけサービスを利用しているかではなく、障害のある本人やその世帯に一定以上の収入がある場合は、負担が発生しますが、収入が低い場合は、負担が小さくなるのが応能負担です。障害のある人の多くは、障害年金や、作業所の工賃で生活しているため、営むことができる権利（25条）や、誰もが幸福を追求できる権利（13条）に反しているということで、障害のある人やその関係者が声を上げ、違憲訴訟がおこなわれたわけです。